

平成31年2月6日

生活介護事業所管理者 様

倉敷市障がい福祉課長

### 生活介護事業所の短時間利用に係る減算について（通知）

平素より、障がい福祉行政の推進につきまして、御協力いただき厚く御礼申し上げます。さて、生活介護事業所においては、平成30年4月から、短時間利用に係る減算の仕組みが導入され、短時間利用者が一定割合以上である場合、所定単位数（基本報酬）が減算されることとなっております。

つきましては、各事業所において、別添「平均利用時間算出表」を作成し、平均利用時間の状況を確認した上で、適切に報酬請求をしていただきますようお願いいたします。また、作成した平均利用時間算出表については、減算適用中は毎月、及び減算適用の有無に関わらず年2回提出してください。

#### 記

#### 1 短時間利用に係る減算（平成30年4月施行）の内容

- (1) 前3月における生活介護事業所又は共生型生活介護の事業を行う事業所（以下「共生型生活介護事業所」という。）の利用者のうち、当該生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の平均利用時間が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合に減算を行う。
- (2) 平均利用時間は、前3月において当該利用者が当該生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該生活介護事業所又は共生型生活介護事業所を利用した日数で除して算出する。
- (3) ここでいう利用時間は、送迎のみを実施する時間は含まれない。なお、送迎に長時間要する利用者及びやむを得ない事情により利用時間が5時間未満の利用となった利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く。
- (4) 減算を行う場合は、当該月の利用者全員につき、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定する。

#### 2 平均利用時間算出表の作成に係る留意事項

利用者の月ごとの利用日数及び利用時間を入力することで、平均利用時間を算出しますが、次の点に留意してください。

- (1) 倉敷市以外の市町村で支給決定されている利用者も含めて算出します。
- (2) 利用日数については、当該月の延べ利用日数を入力してください。遅刻・早退等により、予定していた利用時間に満たなかった場合も、利用日としてカウントして

ください。欠席等により、終日サービス利用のない日は除外してください。

- (3) 利用時間については、送迎に要する時間は除外してください。

なお、1時間に満たない端数については、時間に換算した上で入力してください。

(割り切れない場合は、小数点第3位を切り捨て)

<例> 利用時間 5時間15分の場合 ⇒ 5.25 (時間) で入力

利用時間 5時間20分の場合 ⇒ 5.33 (時間) で入力

利用時間 5時間30分の場合 ⇒ 5.5 (時間) で入力

利用時間 5時間40分の場合 ⇒ 5.66 (時間) で入力

利用時間 5時間45分の場合 ⇒ 5.75 (時間) で入力

- (4) 重度の身体障害や精神障害等、障害特性等に起因するやむを得ない理由により5時間未満の利用になってしまう利用者については、やむを得ない理由によって5時間未満となった日については、利用日数及び利用時間から除外してください。なお除外する場合については、当該利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、利用時間が5時間未満となる理由をサービス等利用計画等に位置付けられていることが必要になります。
- (5) 土曜日やイベント日など、特例的に短時間の開所としている日については、利用日数及び利用時間から除外してください。なお除外する場合については、運営規程に短時間となる営業時間を明示しておく必要があります。

### 3 平均利用時間算出表の取扱いについて

各事業所において、平均利用時間算出表により平均利用時間の状況を確認した上で、毎月の報酬請求を行うとともに、当該算定表は、報酬請求に関わる書類として保管してください

また、短時間利用減算制度の適正な運用を担保するため、倉敷市障がい福祉課事業所指導室に、次のとおり、平均利用時間算出表を、紙又は電子データで提出してください。

- (1) 減算適用となる場合

減算適用となるサービス提供月の15日までに、平均利用時間算出表を提出してください。

<例> 平成31年4月から平成31年6月までの3月間の平均利用時間による減算(平成31年7月分が減算適用)の場合 ⇒ 平成31年7月15日までに提出。翌月以降も、減算が適用されている間は、同様に提出。

- (2) 定期の提出

減算適用の有無に関わらず、年2回、平均利用時間算出表を提出してください。

上半期(4月～9月実績) ⇒ 提出期限 10月15日

下半期(10月～3月実績) ⇒ 提出期限 4月15日

<今後のスケジュール>

実績区分	提出期限
------	------

平成30年1月～31年3月実績（注）	平成31年4月15日
平成31年4月～9月実績	平成31年10月15日
平成31年10月～32年3月実績	平成32年4月15日
平成32年4月～9月実績	平成32年10月15日
平成32年10月～33年3月実績	平成33年4月15日

※ 以降も同様に、4月と10月に提出。

注 初回のみ15か月分実績を入力してください。

#### 4 その他

提出書類の様式については、倉敷市障がい福祉課ホームページにも掲載していますので、御参照ください。

（倉敷市）<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=19753>

##### 【検索方法】

倉敷市ホームページ→市の組織→保健福祉局社会福祉部→障がい福祉課→事業者向け情報→障がい福祉サービス事業等の指定等に関する様式→体制届について（加算に関する届出）→【生活介護】

##### 【提出・問い合わせ先】

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地

倉敷市障がい福祉課事業所指導室

T E L 086-426-3287 F A X 086-421-4411

E-mail:wlfdsb-buguof@city.kurashiki.okayama.jp